

# 避難確保計画内に定めなければならない事項

## 1. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法施行規則第16条）

- (1) 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- (3) 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - (イ) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - (ロ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - (ハ) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（土砂災害防止法施行規則第5条の2）

- (1) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- (2) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- (3) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 3. 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（津波防災地域づくりに関する法律施行規則第32条）

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難推進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項